

農地を農地以外にする場合には

# 『農地法による手続き』が必要ですよ

岡田布施町農業委員会（経済課内） ☎ 52-5805

## 農地転用許可制度の目的

食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的としています。

## 無断転用した場合の罰則

許可なく転用した場合や、許可を受けたとおりに転用しなかった場合は罰則があります。

## 農地転用をする場合

農地法による手続きが必要ですよ。まずは農業委員会事務局にご相談ください。

※農地を転用した場合、転用した面積に係る固定資産税の課税額が変わります。詳細は、税務課資産税係へお問い合わせください。

## 制度の概要

許可が必要な場合	農地の所有者が農地を転用する場合	農地を転用するため売買などを行う場合
農地法	第4条	第5条
許可申請者	転用を行う人（農地所有者）	売主（農地所有者）と買主（転用事業者）
許可手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>●転用面積が4ha以下の場合、農業委員会を經由して県知事（許可権者）へ許可申請書を提出</li> <li>●転用面積が4haを超える場合、県知事を経由して農林水産大臣（許可権者）へ許可申請書を提出</li> </ul>	

memo

農地転用とは、農地を農地以外（建物敷地、駐車場、道路、水路、山林など）にすることをいいます。

●詳細は、農業委員会事務局または各地区の農業委員へお問い合わせください。

## 立地基準

農地区分	要件	許可の方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地とされた区域内の農地	原則不許可
第1種農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集団農地（10ha以上）</li> <li>●農業公共投資対象農地</li> <li>●生産力の高い農地</li> </ul>	原則不許可
第2種農地	農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地	第3種農地に立地困難な場合などに許可
第3種農地	都市的整備がされた区域内の農地	原則許可

## 一般基準（主なもの）

事業実施性の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資金力と信用があるか</li> <li>●転用の妨げとなる権利を有する人の同意があるか</li> <li>●遅滞なく転用されるか</li> <li>●他法令による許認可が得られる見込みがあるか</li> </ul>
被害防除	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土砂の流失・崩壊など災害を発生させる心配がないか</li> <li>●周辺の営農条件に支障がないか</li> </ul>
一時転用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一時転用後、耕作されることが確実か</li> <li>●所有権以外の権利設定か</li> </ul>

転用許可の基準

氏名	電話番号	担当地区名
時永順吉	52-3440	宿井 吉井 葛岡
國永保	52-1886	城南 石の口 瓜迫
國安和夫	52-1801	西山 川西 大田
野坂敬子	52-4778	竹尾 中西 真殿 大國木
福本卓雄	52-6288	西田布施 定井手 瀬戸
小坂竜一	090-9737-2016	名倉 石迫 矢蔵 長田
西本篤史	52-3855	天神 本町 祇園 波野市 寿
山本健司	52-3964	土井の内 塩坪 砂田 新町 由免
木本睦博	52-0570	長合 木地 平田 上ゲ 御蔵戸
小野孝子	52-4029	八和田 大波野中 大波野上 郷東 市明
久光博明	52-2454	竹重 三宅 尾迫 助政 蓮輪 中央南
驛重寛和	52-4631	新川 旭 高塔 八海 鳥越
岡本幾秀	52-1282	奈良 井神 地家 戒ヶ下 浜城
柿内博文	55-6353	尾津東 尾津中 尾津西 中郷 上組